

火災予防条例改正に伴う

可茂消防事務組合からのお知らせ

令和8年1月1日から

① 林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます！

岩手県大船渡市において発生した林野火災では、林野約3,370ha、住宅90棟、住宅以外136棟が焼損するという甚大な被害が生じました。

この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高める目的で可茂消防事務組合火災予防条例が一部改正され、林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます。

1 林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、『林野火災注意報』を発令し、対象区域内における『火の使用の制限』について努力義務を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、『林野火災警報』を発令し、対象区域内における『火の使用の制限』について義務を課すこととなります。

◎発令は、気象条件が該当する市町村ごととなります。

◎対象区域は、森林及び森林の周囲1キロメートルを含む区域となります。

2 林野火災注意報・警報の発令基準について

※林野火災注意報の発令基準

主に1月から5月の期間中、次のいずれかの条件に該当した場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合。

ただし、当日に降水が見込まれる場合又は降雪がある場合には適用しません。

※林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令中において、強風注意報が発表された場合。



3

林野火災注意報・警報が発令さ

れた場合の規制について

火災予防条例第29条の規定による『火の使用の制限』がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

4 林野火災注意報・警報発令時『火の使用の制限』に従わなかった場合について

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は『火の使用の制限』に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

5 林野火災注意報・警報発令状況の周知及び広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、可茂消防事務組合のホームページ・SNS、消防車両による広報及び各市町村の防災行政無線等にて周知いたします。

② たき火の届出が義務化されます！

1 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

可茂消防事務組合火災予防条例第45条第1項第1号にたき火が明記されました。

第45条

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6)略

2 消防法令上のたき火について

たき火とは、『火を使用する設備器具を用いない、またはこれらの設備を使用する場合でも、その本来の使用方法によらないで、火をたく行為全般』とされています。

[例] 野焼き、キャンプファイバー、どんど焼き、など。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



3 届出方法について

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を、管轄の消防署へ届出してください。（可茂消防事務組合 HP にてダウンロードできます）

※注意：行為を許可するものではありません。



<お問い合わせ先>

可茂消防事務組合

消防本部予防課

TEL : 0574-26-0515

FAX : 0574-28-1278

E-Mail : yobou@kamo-fire.jp

H P : <https://kamo-fire.jp>